

京都市高速鉄道連絡運輸規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月19日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第7号

京都市高速鉄道連絡運輸規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道連絡運輸規程の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第3号JR西日本の欄中「丹波口」を「梅小路京都西」に改める。

附 則

この規程は、令和3年3月20日から施行する。

(交通局営業推進室)